

(委員氏名：)

評価項目及び基準	機構自己評価	具体的な対応状況等 ※ゴシック部分は H30 年度の重点的な取り組み	委員評価	特記事項 (意見・提言)
<p>1 推進体制・方法</p> <p>(1) 市町村等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>[協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町村、JA、農業会議及び県土地改良事業連合会など関係機関を構成員とする「富山県農地中間管理事業連絡協議会」を開催(2回/年)したほか、適宜、情報共有や意見交換を実施 平成 29 年度に引き続き活動方針を策定し、これに基づき活動を展開(借受目標:1,600ha[新規 900ha]) <p>[機構]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題・ニーズにきめ細かく対応するため、職員が担当市町村を分担し、窓口を明確化 <p>[市町村及び業務委託先 18 団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> 集積率の低い市町(富山市、魚津市、氷見市、上市町)を対象に、推進キャラバンを実施し、農政担当者や農業委員会、農協職員等と地域の課題や、必要な対策について協議 平成 29 年度に引き続き市町村で集積目標の設定・活動計画の策定を行い、事業を着実に推進 <p>[県農業会議及び農業委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度移行に伴う、農地利用最適化推進委員の設置(29、30 年度:農業委員 339 名 → 248 名、推進委員 206 名)を受け、1年間に1委員あたり1つ以上の活動事例を作ることや戸別訪問など活動展開を推進する資料を配付したほか、研修大会等での最適化に関する事例発表(11 月、3月)の実施など、横展開も図った。 	A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会との連携強化強化奏功。転貸面積「1,248ha」と上昇 ターゲットを絞り、推進キャラバンを実施し、集積率の低い市町に啓蒙 農地利用の最適化を進める具体的な活動が行われた。 富山県では、以前より人・農地プランを前提に事業を進めている点、評価できる。
<p>(2) 農業者への周知徹底 新規就農者や企業への対応</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 貸し手となる一般農家をターゲットとした分かりやすいパンフレット 32,000 部を作成(7月)し、市・JA等の窓口への設置・農家配布行ったほか、市町村の農政だより等により事業を啓発 担い手の機構活用の促進を図るため、「農業法人・企業稲作研修会」(12 月) 等で制度の周知や意見交換を実施し、地代支払い事務の一本化や国、県事業の採択要件となること等の活用メリットの理解を促進 国等主催の「農業参入フェア 2018」(11 月:東京国際フォーラム)に県と共に出席し、広く全国にもPRするとともに、民間参入に係る情報を収集 	A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> ポイントを絞り込んだ理解しやすいパンフを作成し周知徹底 研修会の開催により意見交換の場を提供した。
<p>(3) 農業者、委託先の負担軽減等への取り組み</p> <p>A:十分に行われている。 C:あまり行われていない。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に農地中間管理事業5年後見直しが実施されたことから、より使いやすい制度となるような機会に国に対し、要望(関連法はR 1. 5. 24 公布済) 借受希望者の募集について、6月から1月末としていたものを、1年を通じて実施(毎月募集、翌月ホームページで公表) また、配分時期について、5月を追加(4、5、10、11、12、3月の年6回)したほか、要望に応じ随時対応することとし、地域の要望を踏まえた、より柔軟な貸付のスケジュールを設定 	A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> 中間管理法改正の要望を実現 農業者・委託先への負担軽減の取組は積極対応 出し手、担い手にメリットがあるよう引き続き要望してもらいたい。
<p>(4) 基盤整備等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 C:あまり行われていない。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法の改正により、中間管理権が設定されていることを条件とした、農業者の費用負担のない「機構関連農地整備事業」について、H31年度事業着手予定の1地区において権利設定 〔高岡市福岡町開ほつ地区 26ha 〕 所有者等を確認できない遊休農地(魚津市内 167-ル)を解消するため、魚津市農業委員会からの通知に基づき、知事による利用権設定の裁定手続を進め、地域の担い手に配分 	A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> 高岡市、魚津市の事例のように基盤整備等の連携に成果 知事裁定は今後さらなるニーズが増えると予想され、積極的に対応している点、評価できる。
<p>2 活動成果</p> <p>A:一定の成果をあげている。 B:あまり成果をあげていない。 C:ほとんど成果をあげていない。</p>	A	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">別添参照：シート2「活動成果」</p>	A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> 集積率 63.3%と全国 6 位、年率 3.3%と伸長。一定の成果確保
<p>3 31 年度に向けた意向</p> <p>体制・推進方法改善の意向</p> <p>A:妥当である。 C:見直しが必要である。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 市町村で目標設定、活動計画の策定を行い、事業を着実に推進 特に、集積率の低い市町村を中心に、引き続き、推進キャラバンを実施し、地域課題を整理・検討し、地域の実情に応じた円滑な対応を推進 農地中間管理事業の5年後見直しによる制度改正の周知徹底、円滑な移行 ①地域における農業者等による協議の場の実質化【人・農地プラン実質化による推進体制強化】 ②農地中間管理機構の仕組みの改善【農用地利用集積計画のみに基づき一括して権利設定】 ③農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【農地利用集積円滑化事業を統合一体化】 機構関連農地整備事業計画地区に対する関係機関と連携した重点指導 借受・転貸面積の増加や制度の見直しに伴う業務量の増大に伴い機構職員を1名増員 	A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> 画一的でなく地域の特性を考慮した柔軟な推進施策となっている。 制度改正を織り込んだ体制を確立 中山間地域でのさらなる対応が求められる。
<p>4 総合評価</p> <p>A~Cの3段階で評価</p>	A		A:5 名	<ul style="list-style-type: none"> 項目 1、2、3 での評価に基づき査定 全般的に良好 次の事項を要望 ①「利用権」のさらなる弾力化(草刈共益、物納手続の簡素化など) ②人・農地プランを地方創生につなげること。